

(主治医) → (保育園)  
保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日 令和 年 月 日

名前 \_\_\_\_\_ 男・女 平成・令和 年 月 日生( \_\_\_\_\_ 歳 \_\_\_\_\_ ヶ月) (初期・中期) (後期・完了期) 保育園・こども園

※この生活管理指導表は保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って医師が作成するものです。

病型・治療		保育所での生活上の留意点		緊急連絡先	
<b>A. 食物アレルギー病型</b> 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他)		<b>A. 給食・離乳食</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容については、病型・治療のC欄及び下記C、E欄を参照)		<b>★保護者</b> 保護者氏名： 電話：	
<b>B. アナフィラキシー病型</b> 1. 食物 (原因： _____ ) 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックラスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)		<b>B. アレルギー用調製粉乳</b> 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクにO、又は( )内に記入 ミルクイーHP・ニューMA-1・MA-ni・ペナデイエット・エレメンタルフォーミュラ その他( _____ )		<b>★連絡医療機関</b> 医療機関名： 電話：	
<b>C. 原因食品・除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ピーナッツ 6. 大豆 7. コブ 8. ナッツ類* 9. 甲殻類* 10. 軟体類・貝類* 11. 魚卵* 12. 魚類* 13. 肉類* 14. 魚肉加工品・水産物製品 15. 果物類* 16. その他  【除去根拠】 該当するものを《 》内に番号を記載 ① 明らかでない ② 食物負荷試験陽性 ③ 抗体検査結果陽性 ④ 未採取		<b>C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの</b> 病型・治療のC欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 1. 鶏卵 : 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品 : 乳糖 3. 小麦 : 醤油・酢・麦茶 6. 大豆 : 大豆油・醤油・味噌 7. コブ : コブ油 12. 魚類 : かつおだし・いりこだし 13. 肉類 : エキス	<b>E. 特記事項</b> (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)	記載日 令和 年 月 日 除去期間および再評価の見直し ① 6か月後 ② 12か月後 受診予定 令和 年 月 医師名 医療機関名 電話	
<b>D. 緊急時に備えた処方薬</b> 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」 3. その他( _____ )	【*は( )の中のものに○をすることを記載すること】	<b>D. 食物・食材を扱う活動</b> 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限 3. 調理活動時の制限 4. その他( _____ )			

●保育所における日常の取り組みおよび緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

同意する  
同意しない

保護者氏名 \_\_\_\_\_

社会福祉法人 光久福祉会

# 食物アレルギー除去対応表

≪ 入所・一時 : クラス名  
 ≪ 食事提供開始予定日 : 月

氏名  
 日 ( )

園長	担任	責任者
----	----	-----

食品別	*園(×)記入欄		代表例 〔 園での提供はないが加工品に含まれる 可能性を考慮し記載しています 〕	*保護者記入欄	
	園で実施 可能な除去区分	除去すべき食べ物		症状有	食べたことがない
卵 (鶏卵M寸50gとする)	( )	生の卵を使っている食品	マヨネーズ・アイスクリーム		
	( )	卵を多く使った加熱料理・菓子	炒り卵・卵焼き・卵とじ・卵スープ		
	( )	卵をつなぎに使った加熱料理・菓子	ハンバーグ・ケーキなど		
		卵を少量のつなぎに使った加熱料理・菓子	揚げ物の衣・ホットケーキ・せんべい・ビスケット・クッキーなど *アレルギー対応食品あり		
		魚肉加工品・水産練り製品	すり身・かまぼこなど *アレルギー対応食品あり		
魚卵	( )	魚卵	タラコ		
牛乳・乳製品	( )	牛乳・乳飲料・粉ミルク	牛乳・ジョア・カルピスなど		
		乳製品	生クリーム・ヨーグルト・チーズ・アイスクリーム		
	( )	牛乳・スキムミルク・バター・マーガリン(乳脂肪含有)を複数品または多く使用した料理・菓子	クリームシチュー・カレールウ・ハヤシルウ 焼菓子(クッキー・マフィン・スイートポテト・甘食・ケーキ)・プリン等 *アレルギー対応食品あり		
		牛乳・スキムミルク・バター・マーガリン(乳脂肪含有)を少量使用した料理・菓子・加工品	バター・マーガリン(ラスク・魚のバター焼きなど)・パン類 ホットケーキミックス・菓子など ( *3~5歳児のみチョコの提供あり )		
		乳蛋白・乳糖を含む食品	ハム・菓子類など *アレルギー対応食品あり		
小麦	( )	小麦粉製品	パン類・麺類(パスタ類/中華麺/うどん/そうめん)・パン粉 ホットケーキミックス・おつゆ麩など		
		小麦粉を使った料理	カレールウ・ハヤシルウ・シチュー・フライ・天ぷら・天かすなど *アレルギー対応食品あり		
	( )	小麦粉を使った加工品	菓子・ケーキ・練り製品など		
	( )	小麦を使った加工品 調味料等	醤油・ポン酢・麦茶・味付けのり・かき油(オイスターソース)など		
大豆	( )	大豆そのもの・豆そのものをういた食品	大豆・黒豆・枝豆・きな粉・おから・豆乳・納豆		
	( )	その他の豆類	グリーンピース・インゲン・絹さや・緑豆もやし・空豆・小豆		
	( )	大豆製品	豆腐・高野豆腐・あげ・湯葉		
	( )	大豆油加工品	マヨネーズ・レーズン・ツナ・ごま油・サラダ油・市販菓子(スナック・和菓子など)		
	( )	大豆加工調味料	醤油・味噌・コンソメ・鶏ガラスープ粉末・かき油(オイスターソース)など		
種実	( )	ナッツ類	純ココアのみ提供あり( *3~5歳児のみチョコの提供あり ) (園で提供なし ⇒ クルミ・ピーナッツ・アーモンド・カシューナッツ)		
	( )	ゴマ	ゴマ・ごま油		
その他	( )	甲殻類	エビ・(園で提供なし ⇒ カニ)		
	( )	軟体類・貝類	イカ・(園で提供なし ⇒ タコ・ホタテ・アサリ)		
	( )	上記食材のエキス含有食品	味付けのり・ちくわ・チリメンジャコ・かき油(オイスターソース)など		
	( )	魚類	サバ・サケ・たら・いわし・カレイ・さわら・ホキ・さんま		
	( )	肉類	鶏肉・牛肉・豚肉など		
	( )	上記食材のエキス含有食品	鶏がらスープ チキンコンソメ		
	( )	果物	リンゴ・バナナ・その他( ) (園提供なし⇒キウイ・パイナップル・グレープフルーツ)		
	( )	果物のエキス含有食品	*バナナ含有:カレールウ *りんご含有:カレールウ・ウスター・とんかつソース		
	( )	その他			

\*当園ではアレルギー対応食品として卵不使用のプリミックス・食パン・ロールパン・ホットケーキミックス粉・中華麺 / 卵乳不使用のベーコン・ウイナー・ワンカトル・竹輪・魚肉ソーセージ 27品目不使用のルウを使用しています。令和4年9月現在の取り扱い食品です。今後業者の都合上変更する可能性がありますのでご了承ください。

\*安易な判断による除去の長期化は子供の成長に影響を与えるため医師との相談によりお家での摂取が可能で症状も見られないと診断されたのち園で除去食材を解除とする。

\*園での実施可能な除去区分欄については、医師のアレルギー疾患生活管理指道表に基づいて、園のアレルギー対応責任者が除去食材に『×』を記入すること。

保護者署名欄